

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 選挙期日及び選挙すべき議員の数	選挙管理委員会書記室
・ 投票用紙の様式及び規格	〃
・ 選挙長及び同職務代理者の選任	〃
・ 開票事務と選挙会事務との合同	〃
・ 選挙会を行う場所及び日時	〃
・ 選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額	〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、長崎県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。
令和4年7月1日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

- 1 選挙の期日 令和4年7月10日
- 2 選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数
壱岐市選挙区 1人

長崎県選挙管理委員会告示第47号

令和4年7月10日執行の長崎県議会議員補欠選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和4年7月1日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

1 長崎県議会議員補欠選挙投票用紙

候補者氏名

候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

候補者でない者の氏名は、書かないこと。

注意

令和4年7月執行
長崎県議会議員
補欠選挙投票

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考
- 1 投票用紙の色は若草色とし、文字は黒色刷りとする。
 - 2 県議会議員補欠選挙であることを示す「県」の表示を施すものとする。
 - 3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 長崎県議会議員補欠選挙点字投票用紙

(表)

(裏)

令和4年7月執行
長崎県議会議員
補欠選挙投票票

○ 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

点字投票

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色は若草色とし、文字は赤色刷りとする。
 2 県議会議員補欠選挙であることを示す「県」の表示を施すものとする。
 3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 4 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
 5 右中央部に「けんぎ」と点字により表示するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第48号

令和4年7月10日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和4年7月1日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
壱岐市選挙区	平田英貴	長崎県壱岐市	村田孝文	長崎県壱岐市

長崎県選挙管理委員会告示第49号

令和4年7月10日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、選挙会の区域と開票区の区域が同一である壱岐市選挙区の開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会を行う場所において選挙会の事務に併せて行う。

令和4年7月1日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

長崎県選挙管理委員会告示第50号

令和4年7月10日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和4年7月1日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

選挙区	選挙会を行う場所	選挙会を行う日時
壱岐市選挙区	壱岐市郷ノ浦町本村触445番地 壱岐の島ホール中ホール	令和4年7月10日 午後10時30分

長崎県選挙管理委員会告示第51号

令和4年7月10日執行の長崎県議会議員補欠選挙において発行する選挙公報について、長崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年長崎県条例第9号）第4条第2項の規定により、候補者の掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和4年7月1日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

選挙区	くじを行う場所	くじを行う日時
壱岐市選挙区	壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 壱岐市役所郷ノ浦庁舎第2応接室	令和4年7月1日 午後5時30分

長崎県選挙管理委員会告示第52号

令和4年7月10日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和4年7月1日

長崎県選挙管理委員会

委員長 葺本 昭晴

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき15,000円

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所